

特別掲載

世代間格差論に対する考え方（上）

—社会保障の教育推進に関する検討会資料から—

厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官 武田俊彦

はじめに

社会保障の教育推進に関する検討会は、平成23年10月11日に発足し、これまで4回審議を重ねてきてている。

この検討会は、社会保障の教育が推進される環境作りを主な目的として設置されたものであるが、審議の中では社会保障制度について正確な理解が必要だという議論が出たことから、第4回の審議に一つのケーススタディとして世代間格差論についての資料が提出された。

この資料は、厚生労働省として、錯綜する論議に對してなるべく多角的につか詳細に誤解の

生じないよう整理したものであつて、広く関係者に参照していただきたいものである。しかし、検討会の性格上、必ずしも多くの注目を集めるに至っていない。

このため、今回は、その概要と注目点について以下に紹介することとした。

なお、全文は厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000026q7i.html> に掲載されているので参照されたい。

I 正確な理解のための資料提出の経緯

社会保険教育に関する検討会では、社会保険を子どもたち、

特に中学・高校の生徒にどう教えたらしいか、について検討を開始した。その手始めに、社会とつながりが深いテーマについて、学校現場でどのような効果的な教え方があるか、有識者に来てもらつてヒアリングを実施することとした。

第2回の検討会では、民間出身で杉並区立和田中学校の校長として大きな実績を上げ、教育界で大変著名な藤原和博氏から説明を受けた。藤原氏は、学校で例えば四つの選択肢の中に正解がある、という通例のやり方に疑問を呈し、自らの考案によるワークシートによる実践例を紹介した。

この方式には委員の多くから

賛同の声が上がったが、委員の一人、細野真宏委員は、その場で「いわゆる専門家と言われている人たちも含めて、みんなが間違つていた」というような、常識的にはあり得ないようなことが、社会保障においては起こつてしまつていて」という指摘をし、「社会保障は研究者自体が少なかつたのに、不幸なことにその人たちが「引っかけ問題」で間違つてしまつっていたので、ずっとその後、間違え続けてい

るような教育が、いまだに行われている」ので「どう立て直すか」というところで、やはり新たに「中立的教育」が必要になる」と指摘した。ここで、そもそもワークシート方式やディベート

方式の前提となる「正しい知識・正しい理解」が重要な論点として位置づけられることとなつた。

第3回の検討会では、社会保障にどのような誤解が生じてきたのか、などについて資料を基に活発な議論が行われた。事務局から提出された資料では、特に年金について、①年金は400兆円以上の超過債務を抱えている、②未納が増えると年金が破綻する、③年金は払つただけもらえないでの、若者にとっては払い損であるなどの論調が多いとしつつ、特に世代間の負担の不均衡については正確な知識と社会保障の基本的性格についての理解が必要とした上で、具体的事例に即して議論を整理していくことが必要だとしている。この資料を基に、特に内閣府経済社会総合研究所のディスクッションペーパーとして公表された「社会保障を通じた世代別の受益と負担」（以下、「内閣府ペーパー」という）について議論が提起され、検討会の要請を踏まえて事務局が提出した

のが今回の資料である。

II 資料の内容について

1. 計算技術的な問題点

ここで取り上げられている内閣府ペーパーは、結論において、将来世代になるほど生涯でみた負担が給付を上回るという計算結果を示している。このため、この試算がどのような前提を置いてどのように行われているのか、がまず確認され、検証されなければならない。

特に、今回の内閣府ペーパーの試算では、年金・医療・介護のそれについて試算を行ない、そのいざれについても世代間格差が生じていると主張しているが、医療や介護において格差が生じるという点に強く違和感を感じている関係者は多い。

この点について、今回提出した「社会保障の正確な理解についての一つのケーススタディ」と題する資料（以下、「ケーススタディ」という）は、この内閣府ペーパーの試算の技術的

側面について五つの問題点を提示している。

五つの問題点とは、①保険給付の期待値を計算することとの問題、②割引率の問題、③100年後の医療や介護（の現在価値を求めるようとする問題）、④事業主負担の扱いの問題、⑤引き算で考えるべきか割り算で求めるのがよいかという問題、の五点である。以下、順次見ていく。

〈計算技術的問題点①〉保険給付の期待値を計算することの問題（要点）

社会保険は、あくまでも保険であり、金融商品ではない。

仮に、社会保険における世代ごとの給付と負担の関係について、機械的な「計算」ができるとしても、それは、あくまでも「平均値」としての期待値を示したものに過ぎない。

社会保険があることでリスクが軽減されることによる「期待効用の増加」も考慮すべきではないか。

（リスクヘッジ、こそが「保険」の意義）

たとえば、あらゆる民間の保険商品は、保険会社が事業を運営するために必要とするコストである付加保険料を徴収している分、「保険給付の平均値」としての期待値」は「市場運用の期待収益額」より低くなる。だからといって、保険商品が払い損とは言えない側面があることと同じに、社会保険も単純に払い損とはいえない側面がある。

○リスクを引き受ける保険 検討会で、権丈善一座長は、この論点を取り上げて、自動車保険と金融商品を比較するようなもの、と言えば分かりやすいのでは、と解説を加えた。社会保険は、人生の様々なリスクに対する、保険の仕組みを活用してリスク分散をするものである。個人でこのリスクに備えようとすると、100歳まで生きるかもしれないし、高額医療を長期にわたって必要とするかもしれない。それで、平均的な必要額を大きく超えた貯蓄をしなければ決して安心できないわけだけ、分散して、保険者としての

が、保険がそのリスクを引き受け、分散して、保険者としての

リスク引き受け代を徴収する。これがリスクプレミアムと言わ
れているものである。

「ケーススタディ」では、図
1のように、保険リスクの効用
曲線などを示している。リスク
を考慮しなければ、平均値 y_0
を期待してしまうが、リスクブ
レミアムを考慮すると、 $y_0 - \rho$
の給付で満足できる。

〔計算技術的問題点②〕 割引率
の問題

若いときに払って、歳をとつ
てからもらう社会保険の仕組み
の上では、割引現在価値換算の
数値は、大きな値の『金利』で
割り引けば、収支がマイナスに
なるのは当然。内閣府ペーパー
の試算は、世代間の格差が大き
く見えるような示し方をして、
格差の大きさを煽っている。

○割引率の持つ意味

世代ごとに生涯にわたる給付総額
と負担総額を計算することにな
るが、現在の1万円と40年後の
1万円は等価値ではないため、
一旦、現時点での価値を計算し、
その上で比較することになる。

現在の1万円が1万円であるこ
とは自明だが、40年後の1万円
を今の価値に置き直していくら
と考えるかは、自明ではない。
そこで何らかの数字を置かない
と計算ができないが、この数字
の置き方で結果は過大にも過小
にもなるのである。

○割引率の大小関係

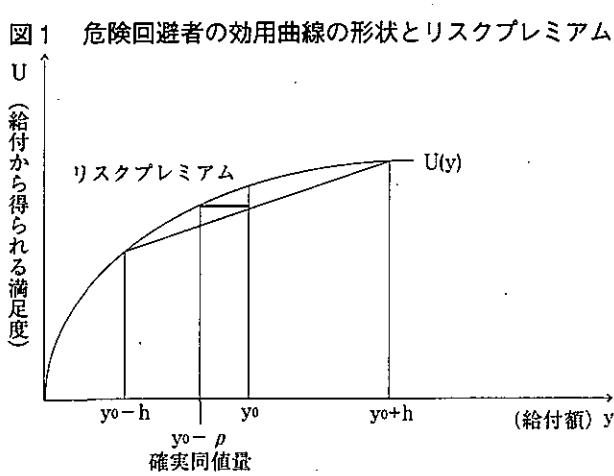


図1 危険回避者の効用曲線の形状とリスクプレミアム
 $U(y)$ は効用曲線といい、給付額が増えるほど満足度の伸びは小さくなるとされる（限界効用遞減の法則）。

（慶應義塾大学 権丈教授作成資料）

○「利回り」を使う
根拠は
内閣府ペーパーの
試算では、この三つの指標のうち、最も
値が大きい「利回り」で割り引いて割引現
在価値に換算してい
る。この結果、現在
の負担よりも将来の
給付の方が現在価値は小さく見
える。先に負担して将来給付を
受ける仕組みは、負担総額の方
が大きく見える構造となる。

それでは、どのような割引率
を用いるのが適当と考えればよ
いのだろうか。まず、割引率の
大小関係を確認しておきたい。
「ケーススタディ」にもある
ように、一般に、一定の実質的
な経済成長があり、かつ、資産
が富を生むような、すなわち通
常の経済状況の場合、

「利回り」へ「貸金」へ
「物價上昇率」へ「利回り」
の大小関係になると考えられる
(表1参照)。市場は常に変動す
るので、一時的にこ
の関係が成り立たな
いことがあるが、そ
れを長期にわたって
続くと考へることは
適当ではない。

○「利回り」を使う

一方、個人としてみれば、医
療費のための積立口座が設けら
れ、平均的な医療費だけ積み立
てれば安心、とはならない。突
然、高額医療費が発生する可
能性があるのが医療だからであ
る。個人としても、公的保険の

給付の方方が現在価値は小さく見
える。先に負担して将来給付を
受ける仕組みは、負担総額の方
が大きく見える構造となる。
では、割引率に「利回り」を
使う理論的根拠があるとすれば
何なのだろうか。
これは、保険料を払わずに、
その分を市場運用することで利
回りを稼ぐ「金融商品」と比較
して、どちらが期待収益が大き
いかという発想に立つことを意
味する。この発想が正しければ、
「利回り」の数字を使うことは
許容されることになる。
しかし、そもそも保険である
以上、完全に金融商品と同じ利
回りを保障することはできな
い。これは問題点の①に示した
ことである。どのような保険制
度であれば、金融商品と利回り競
争をすれば勝てないのである。

特別掲載

表1 割引率の考え方の整理

	利回り	賃金	物価	名目
割引率 (H21財政検証)	4.1%	2.5%	1.0%	0% (割引せず)
給付負担倍率			割引率が小さいほど倍率は大きい	→
割引の考え方	債券、株式市場での逸失利益の期待値の計算	生活水準(賃金)による価格調整	購買力による価格調整	—
保険のリスクヘッジによる効用	いずれのケースにおいても保険のリスクヘッジによる期待効用の増加(保険のメリット)は計算されていない。			
払い損かどうかの解釈	いずれのケースも給付負担倍率が1倍を下回っても、上記のリスクヘッジによる期待効用増がそれを補えば払い損にはならない。 → 特に利回りの場合は金融商品と保険という2つの選択肢の比較が計算の含意となっているが、この際、前者が保険のリスクヘッジによる期待効用の増加を評価していないことは重大な欠陥である。			

(慶應義塾大学 横丈教授作成資料)

代わりに同じ医療保障機能を持つつつ、しかも金融商品と同じ利回りを保障してくれる保険を手に入れる可能性はないことになる。そうすれば、一体何と比較しようということになるのか。

○利回りで割り引く意味

また、計算技術的に言えば、最も値が大きな「利回り」で割り引くことは、遠い将来の金額を相対的に小さな額で見なすこととなる。「割り引く」というのは、まさにこの「逆」の話で、現在のお金を、大きな利回りを前提で評価していくと、将来の金額は大きくなる。「割り引く」というのは、まさにこの「逆」の話で、現在のお金を、大きな利回りを前提で評価していくと、将来のお金の価値は、そのぶん大きく目減りしてしまうこととなる。

先に見たように、賃金の伸びを利回りの伸びが上回るのが通常の姿である。将来的の賃金を利回りで割り戻る。

せば、賃金は小さく見える。したがって、内閣府ペーパーでは、将来世代ほど生涯の賃金収入は減少していくことになる。賃金は一定率で伸びていくことになっているのに、下の世代はどんどん給与は下がる。これが内閣府ペーパーの姿なのである。

○賃金で割り引く考え方

社会保険の負担は、一般に給与の一一定率などで賦課され、賃金で伸びる。給付にもその構造が入るため、賃金の伸びと大きな乖離はないと考えることができる。したがって、賃金の伸びで考えていく方が、支え合いの仕組みとしての社会保障には、はるかに整合的なのである。それをお理に賃金以上の数値で割り引くと、拠出に比べて、遠い将来で受給する給付額の方が小さな額で見なされ、結果として子ども世代が負担超過だ、という誤解に結びついてしまう。

○人口100人程度の村 たとえば、人口が85歳まで各年齢二人ずつの村を考えみると、人口構成は変わらず、高齢化比率は変わらない。すなわち、

高齢化の影響はないものと考える。さて、この村に社会保障制度があり、20歳から60歳まで1万円ずつ負担し、65歳から85歳まで2万円ずつ給付を受けると想定する。村民からみれば、誰でも同じ負担と給付であり、考え得る限り世代公平的仕組みである。

この村は賃金が毎年2%伸びる。負担も2%伸び、給付も2%ずつ伸びていく。こうして村の中の支え合いは機能しそうすれば、相変わらず負担と給付は均衡する。村民は公平だと思つだろうが、運用利回りの概念を入れたとたんにこの村の仕組みも世代間の不公平の社会になる。

村民にとって、この突然降つて湧いた「不公平」から逃れるには、過去から続いてきた村社会から脱退して自ら貯金し、運用(利回り)に運を任せしかないう。それでも、平均医療費以上になると、病気になつたとき、積立てる

ときの想定以上に長生きしてしまった場合、たまたま給付開始時期に株式市場が暴落した場

合、保障は全くなくなる。そういう社会を国民が望んでいるとは思えないが、いかがだろうか。

なお、この単純化したケースについて、「ケーススタディ」では参考資料として示している。本稿では、紙幅の制約から省略したが、参照していただきたい。

(注) ちなみに、払った分が戻ってくる例として知られるスウェーデン方式の年金給付も「みなし運用利回り」である。一人当たり賃金の伸びで上昇するように設計されており、年金債務の計算に用いる割引率は賃金上昇率である。このため、スウェーデンの年金も、利回りで割り引けば、いわゆる「払い損」ということになる。

〈計算技術的問題点③〉 100 年後の医療や介護の現在価値を求めようとする問題

(要点)

医療や介護のサービス給付を割引現在価値換算し、負担と給付の関係を示すことに意味があるのだろうか。

○問題の所在
内閣府ペーパーは、今の若人が高齢者になるまでの医療や介護の費用を計算しているが、100年先の医療、介護の姿を想像できるだろうか、という問題である。本稿では、紙幅の制約から省略したが、参照していただきたい。

(注) ちなみに、払った分が戻ってくる例として知られるスウェーデン方式の年金給付も「みなし運用利回り」である。一人当たり賃金の伸びで上昇するように設計されており、年金債務の計算に用いる割引率は賃金上昇率である。このため、スウェーデンの年金も、利回りで割り引けば、いわゆる「払い損」ということになる。

〈計算技術的問題点④〉 100 年後の医療や介護の現在価値を求めようとする問題

(要点)

医療や介護のサービス給付を割引現在価値換算し、負担と給付の関係を示すことに意味があるのだろうか。

売り上げた新薬も次々特許が切れ、世界的にジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用が促進されている。新薬の開発と新薬の特許切れのバランスの上に医薬品市場は成立しているのである。このほか、医療技術面では、そもそも入院治療が必要でなく保険という仕組みをとっているのは、将来の給付水準が想定できない、という背景もある。民間保険も、現物給付を行う長期保険は設計が極めて困難であるため、たとえば入院保障であつても、一定の金額を保障する仕組みとしているのが通例である。

○厚生労働省の将来見通し
厚生労働省が行っている医療費の将来見通しでは、こうした医療の構造変化を分析し、織り込んだ上で、一定の指標に落とし込み、経済成長率と一定程度の相関をもつて推移すると見込んでいるのであるが、これは、あくまでも、当面（せいぜい20～30年）の間の話であり、その先、遠い未来で、どのような医療が行われ、どの程度の医療費がかかるのかを見通すことは難しいといえよう。

○医療の高度化と陳腐化
医療の技術進歩の速さをみても、10年前には考えられなかつたような技術が次々導入されている。医療費の増加の最大要因は医療技術の進歩となつているのは最近広く知られるようになってきた（社会保障国民会議）が、進んでいます。世界で1兆円以上

事業主負担を含めているが、厚生労働省の試算では、本人負担のみを計上している。

○論点の所在
この論点は、かねてより議論されてきているものである。内閣府ペーパーでは、生涯の負担と給付を見る際に、厚生年金や健康保険の保険料負担に、「事業主負担」を入れている。すなはち、事業主負担分も帰属としては個人が負担しているということ前提で考へていることになる。

一方、厚生労働省の厚生年金における拠出と給付の関係に関するこれまでの資料においては、「事業主負担」を入れていない。

○経済学的取扱い
経済学的には、社会保障の事業主負担は給与と同じように家計部門に一旦支払われていると見なされている。ただし、これを見なされている。ただし、これが国民経済をどうみるかというところに、そのように仕分けしているといふことであつて、世代間の負担の公平といふように国民がどのように受け止め、どのよう公公平感、あるいは不公平感として受け止めるか、といふ

議論の場合にそのまま当てはめよいといふことではない、と思われる。

○疑問点

「ケーススタディ」においては、「事業主から見ると、『事業主負担』は、従業員に対して負担している額として計上すべきと主張するかもしれないが、従業員からするとその分を負担しているという認識は薄い。」とか、「事業主は、社会保険料負担の軽減策として、非正規雇用を増やすような行動をとつたり、パート労働の社会保険適用で、現在、適用除外の者が多い企業団体等が強い抵抗を示すのは何故だろうか。」といった疑問が提示されている。

○確定的なことは言えない
そのうえで、厚生労働省としては、社会保障の議論においては事業主負担分は被用者本人の負担には含まれない、と考えるべきという従来の考え方に対し、つとも、あえてここでは、「この部分の扱いをどうすべきかについては確定的なことは言えないのでないか。」という表現

にとどめている。

〈計算技術的問題点⑤〉「引き算」で考えるべきか、「割り算」で考えるべきかという問題

(要点)

内閣府ペーパーでは、保険料の支払から受給された給付を引き算して、その差引きがプラスかマイナスをみている。これは、むしろ、払った保険料の水準に対する程度の給付をもらえるのかという点で、割り算をして比率を見るべきではないか。

この問題点については、「ケーススタディ」に書かれていることが必要十分と思われる。そこで該当部分をそのまま引用する。

「様々な指標を示すとき、その指標が持つ意味や、その指標を見た人たちの受止め方に十分に注意して計算を行わなければならぬ。内閣府ペーパーでも、様々な指標の示し方をしているが、そのうちの一つに、保険料の支払から受給された給付を『引き算』して、その差引きがプラスかマイナスかを見ている。そして、多くの世代で、『マイナ

ス』になることを強調している。

社会保険、特に年金制度においては、支払った保険料の水準に対する程度の水準の給付を受給できるかについては、老後の生活設計を描く上でも必要な情報である。その際、生活

設計のための水準ということであれば、たとえば、今の給与水準に対し何%程度もらえるか、すなわち、『所得代替率』が一般的な指標である。

内閣府ペーパーのように、生

涯にわたっての負担と給付の関係を見る場合においても、同様に、『引き算』ではなく、『割り算』で比率をすることで、現在、保険料を負担している若者が、その制度に入ることにより、どの程度の給付の見返りが期待できるかが明確になるのではないか。」

〈計算技術的問題点〉まとめ
以上、五つの問題点について紹介した。

先にも指摘したとおり、社会保障の問題とは、国民が公平性の観点や公正性の観点などに照らして、国の仕組みとしてこれ

を納得して受け入れるかどうか、という問題になつてくる。

そのためには、国民が、正しい知識を前提に当事者意識を持つて考え、理解と納得をしていただくことが必要である。

社会の変化に応じて制度も変わつていかなければならぬ部分もある。制度の不安を煽る報道も多いが、国民一人一人の共有財産である皆保険を守るために、給付と負担の関係などについて当事者意識をもつて議論に参加していただきたいし、そのために最もふさわしい議論の素材を提供していくことが関係者に求められているのではないかだろうか。

なお、昨年の政策提言型事業仕分けにおいても、最初のセッションにおいて世代間の不公平という論点と数字が提起され、『世代間の負担の公平が大事な論点であることは同じ意識であるものの、数字については慎重であるべき旨発言していることも付言しておく。』



世代間格差論に対する考え方（下）

—社会保障の教育推進に関する検討会資料から—

厚生労働省 政策統括室付社会保障担当参事官 武田 俊彦

II 資料の内容について (続き)

2. 社会保障の本質に関する定性的な（理念的な）問題点について

前回、内閣府ペーパーの五つの計算技術的問題点について論じてきた。今回は、定性的な論

点、すなわち理念的な論点について論じてみたい。

これらは、いずれも社会保障の本質に關係する論点であり、単なる計算の問題ではない。最近、このような本質論が議論される機会が減少しているくらいもあるので、こうした問題提起は重要だと考えている。

(注) 今回も、多くの図表は省略

〈理論に関する問題点(1)〉「社会保険」の概念とは何なのか
(要点)

内閣府ペーパーの前提にある

社会保険の世代間格差論は、「所得再分配は、税で行えばいいのであって、社会保険の中で行うべきでない」という考え方によつて立っているが、これについてどう考えるべきか。

○問題の所在

世代間の負担の公平についての議論は行われるべきであるし、現在の社会保障制度において

してるので、詳細は厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000026q7i.html> を参照されたい。

（理論に関する問題点(2)）「社会保険」の概念とは何なのか
(要点)

内閣府ペーパーの前提にある

社会保険の世代間格差論は、「所得再分配は、税で行えばいいのであって、社会保険の中で行うべきでない」という考え方によつて立っているが、これについてどう考えるべきか。

○問題の所在

近年の世代間の不公平論は、計算技術論で検証したように社会保険をあたかも金融商品であるかのように想定して試算をし、人口100人程度の村の例で見たように所得再分配や世代を超えた支え合いからの離脱を志向しているように思える。そ

これは、なぜ「社会保険」という仕組みが生まれ出されてきたか、という社会保障政策の進化過程と現在の各制度の理念に関する問題であるように思う。

「社会保障の正確な理解についての一つのケーススタディ」と題する資料（以下、前回と同様、本稿において「ケーススタディ」という）では、以下の

て世代間の問題がないとは言えない。医療保険の分野のように短期保険の場合は、生涯の給付と負担といふことではなく、各年度においてこうした問題が提起されることがある。問題はどういう観点に立つてどのようないものを理想として議論を行うかである。

このような考え方があるが、どうか、というのがここで提起されている問題意識である。

代間の不公平の問題とか公債発行による将来世代への負担の先送りなど、どんな問題が起こるかが一切関知しないという立場のようである。

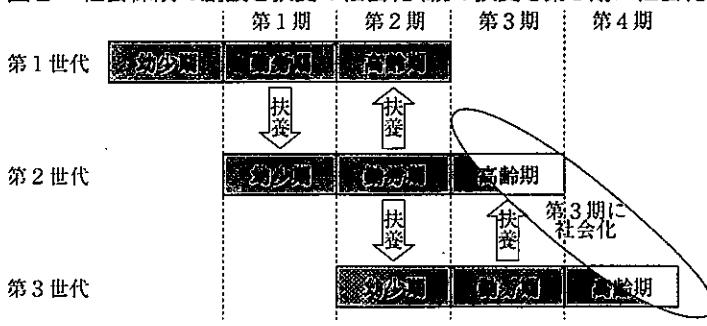
ように整理されている。

生活問題の救済に際して、税による一方的扶助では、厳しいミーンズ・テスト（給付を受けるものに対して行われる資産調査）によるステイグマ（否定的

表2 扶助原理、社会保険、私保険の違い

	扶助原理（生活保護）	社会保険	私保険
私保険の原則 (給付反対給付均等原則)	—	給付反対給付均等原則は、社会政策目的に従属させ、個々人の事故発生率の大小を操作することにより、生活事故へのリスクヘッジを行う目的と共に、再分配にも主目的を置く。	確率を媒介項として個人単位で給付反対給付均等原則が厳守される。
受給の権利性	薄い、もしくは無し	高い	あり
財源調達の安定性と給付の安定性	不安定	税財源とするよりも財源調達は安定的であり、したがって給付も安定性が高い。	—

図2 社会保険の創設と扶養の社会化(親の扶養を第3期に社会化)



(慶應義塾大学 権丈教授作成資料)

評価、汚名の刻印)が避けられない。さらに、税による扶助ではなく、財源の性質上、ミニマムの保障しか行うことができず、それでも貧困問題をはじめとした生活問題を軽減することができないため、国民の不安を緩和することことができなかつた。

この状況に鑑み、社会保険は、

生活者の所得の一部を拠出させることによって自助の強制制度

以上を要約すれば、生活上の様々なリスクに対する救済を図る仕組みとして、税による方式と社会保険による方式があるが、社会保険には給付に権利性を付与し、ステイグマを避けられ、給付も一定水準を確保できる、という有利性がある、ということである。

この税(方式)と社会保険(方式)の違いについては、社会保障の教育に関する検討会の本来の議題である教育教材づくりにおいても議論され、子どもたちが学ぶべき論点としてこの点を学習するワークシートが提案されている。社会保険料総額は今や約60兆円と国税収入42兆円の1・5倍の規模に達している。この社会保険の意味と役割は、

の型式をとりつつ、私保険の原則(給付反対給付均等原則)に社会政策目的による変容を加え、高所得者から低所得者へ、生活事故発生確率の低い者から高所得者への再分配を行うとともに、給付に権利性を付与することでねらった制度として導入され、発展してきた。

以上を要約すれば、生活上の様々なリスクに対する救済を図る仕組みとして、税による方式と社会保険による方式があるが、社会保険は、特に

○私的扶養から社会的扶養へ
●保険、私保険の違いについては、「ケーススタディ」に整理してあります、内容を表2として示した。

また、社会保険の発展過程を全体としてとらえることも重要な仕組みを、経済発展とともに

である。

そもそも、社会保険は、特に年金や介護については、制度創設前は(賦課方式的に)子世代が親世代を直接的に支援してきた仕組みを、経済発展とともに起こってきた都市化・核家族化などで増幅されたリスクを社会全体で支えるべく「社会化」したものなのである。

これについては図2のとおりである。第二世代は私的扶養として高齢者を支え、第三世代は社会的扶養で高齢者を支えているが、下の世代が上の世代の高齢者を扶養するという構造 자체は変わっていないことが示され

私は、社会保障の教育を考える上で非常に大事な論点であるし、それにもかかわらず国民の間で必ずしも十分認識がされていない論点だと考えている。

なお、税に基づく制度、社会

ている。

こうした経緯を踏まえれば、子世代が親世代を支えるという行為に対して、「社会化」後の制度の中だけに着目して機械的な割引現在価値を計算することはどういう意味をもつのか、

ということが問われなければならぬ。

理念に関する問題点② 世代間の「格差」はなぜ生じたのか（要点）

内閣府ペーパーには、以下のようないい記述がある。

「例えば、介護保険では制度創設が2000年なので現在の高齢者は、現役時代に保険料を負担することが無かつた。年金、医療でも、これまで段階的に保険料率を引き上げてきたので、前世代は後世代よりも負担が軽くなっている可能性が高い。しかし、社会保険の仕組みを創設して、創設時点で最初の世代間にサービス給付をした場合、生涯の保険料負担額には、当然、世代間の「格差」が発生する。○介護保険創設時の議論 介護保険についても世代間の

負担の不公平がある、と内閣府ペーパーは分析しているが、この指摘には強い違和感がある。ここで、あらためて介護保険の制度創設時の議論を振り返ってみたい。

制度創設時に70歳の世代と40歳の世代について、あえて、内閣府ペーパーと同様に、介護保険制度内における生涯の保険料負担と給付の関係だけをみて比較すると、表3のように、世代間の「格差」が発生するという指摘が成り立つように見える。

表3 世代間の「格差」の指摘

	制度発足時 70歳世代	制度発足時 40歳世代
生涯の保険料負担	20年程度負担	50年程度負担
生涯の介護給付	おおむね同じ (介護が必要となるのは概ね 70歳以上ため)	
給付／負担	高い	低い

しかし、介護保険制度は、むしろ現役世代も含めた国民の声を踏まえて創設された仕組みであった。創設時の高齢者が保険料を負担してこなかつたことをもって、給付を制限すべきだという声は全くなかつた。

そもそも、根本的な部分での疑問だが、介護給付は高齢者への給付と考えられるものなのだろうか。上述のように、社会保険制度の創設が、従来の私的負担を社会化するものと考へた場合、誰の負担をどう社会化したことになるのか。介護負担で言えば、現役世代の私的な介護負担が軽減されることから、現役世代への「給付」とも考えられるのである。

さらに、保険料負担の低い制度創設時にすでに高齢者となつた世代は、これまで私的扶養という負担を受け入れてきた世代だったのである。

うな制度創設に伴う世代間格差は、年金、医療でも生じている。年金制度について見たのが、図3である。

また、社会保険料の負担水準も、段階的に、今の水準に至つていると考えられる。すなわち、経済成長や社会基盤の整備とともに、段階的に、今の水準に至つていると考えられる。すなわち、当時の低かった社会保険料も、相当の「負担感」は生じていた

ということも指摘しておきた。具体的な数字は図4を参照されたい。前の世代が計算上負担が少ないからと言つて、当時の生活状況や社会インフラも含めて、前の世代になりたいと思つてゐる若者世代は少ないのではないか。

なお、内閣府ペーパーにある「年金、医療でも、これまで段階的に保険料率を引き上げた」という指摘について言えば、年金は、急激な保険料の引上げと莫大な積立金が蓄積されることを避けるために段階保険料方式を採用してきたが、一方、医療は時代と共に医療が高度化し

以上は、比較的新しく導入された社会保険制度である介護保険についての議論だが、このよ

図3 年金制度の制度創設時の“私的な扶養”と“社会的な扶養”

都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行

少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり

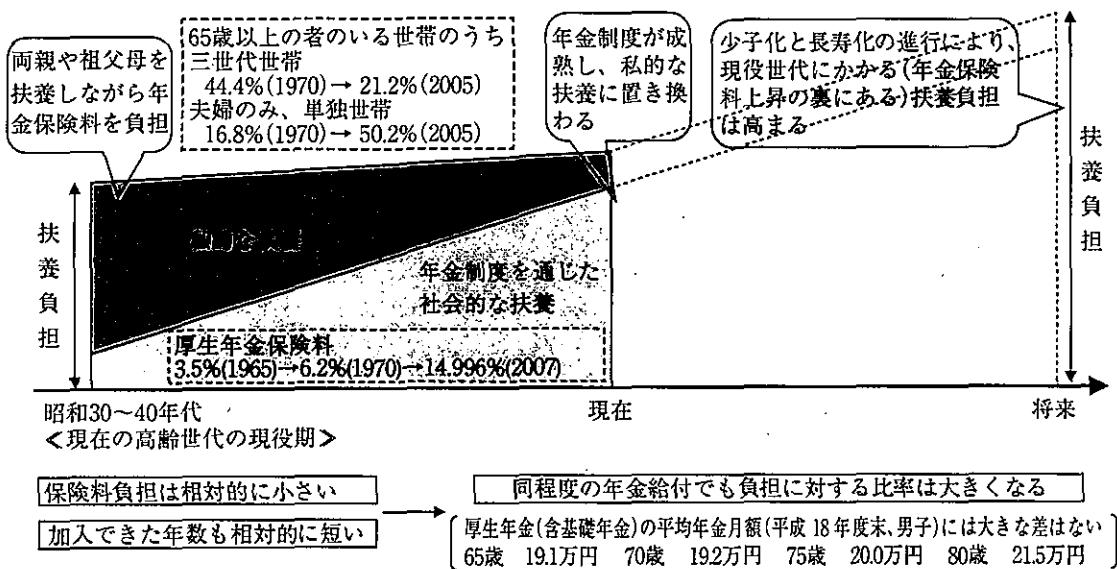
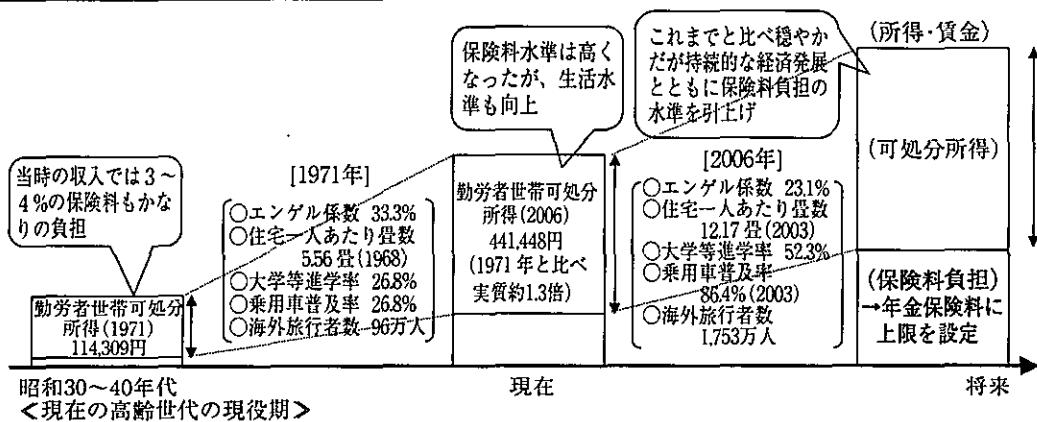
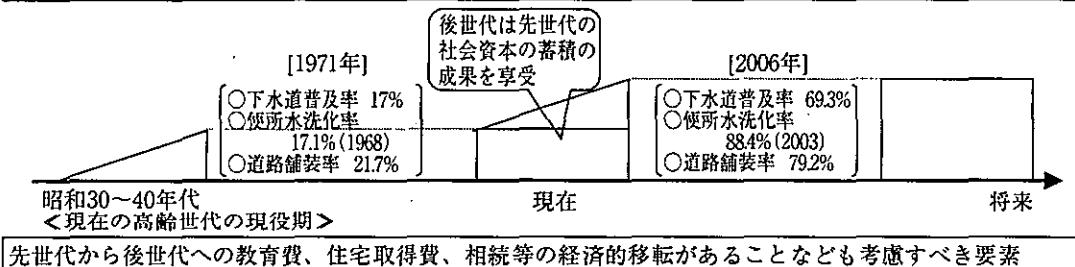


図4 社会的な背景の違い

生活水準の向上と実質的な保険負担能力の上昇



社会资本の蓄積の享受



先世代から後世代への教育費、住宅取得費、相続等の経済的移転があることなども考慮すべき要素

て医療費が増加してきたことで保険料が上昇したという医療の特性の影響が大きく、同じく段階的に保険料が上がってきたとしても、その意味は全く違うことを付言しておく。

（理念に関する問題点③）社会保険での世代間の「格差」は、本当に問題なのか

（要点）

そもそも、社会保険制度の中の世代間の「格差」は本当に問題なのか。社会保険は、この制度がなければ発生したであろう、世代間の生活水準の格差を縮小する役割を果たしてきた。この政策目的を遂行する際の政策基準は、各世代の「生活水準」であった。

こうした社会保険の中で世代間格差を推計すれば、世代間格差は確実に存在する。しかしながら、そこで推計された格差について、各世代の生活当事者達は、はたして「不公平」と感じているのであろうか。

○各世代の公平に係る指標 各世代の生活当事者達が意識する「公平」「不公平」感に近

似できる指標を作るというのであれば、次のような要素も考慮にいれた方がいいのではないのか。

・老親への私的扶養は、社会保険制度の充実に伴い減っているのではないか。

・教育や子育て支援による給付は、今の若人の方が高齢者より充実しているのではないか。

・少子高齢化の中、親からの一人当たりの相続財産は、昔よりは増えていているのではないか。

・前世代が築いた社会資本から受けける恩恵は、今の若人の方が高齢者より大きいのではないか。

・高齢者より大きいのではないか。

か。等

これらを考慮に入れて世代間の「公平」「不公平」を表す指標を作成しないと、各世代生きる人たちにとって生活実感と掛け離れた指標で議論していることにはならないか。もつとも、

同一世代の中で、相続財産を受ける者とそうでない者がいるであろうが、そうした問題は、世代内の格差問題として把握すべきことである。

なお、参考として、「ケース

スタディ」では子ども一人当たりの社会保険給付費の推移、子ども一人当たり教育費と教員一人当たり児童生徒数の推移が示されている。

○公債による負担の先送り問題 我々の世代は、国・地方の公債等残高の対GDP比で20.0%に至ろうとする公的債務を残してしまった。そのため、将来世代に多額の公債費（国債・地方債等の元利払い）を負わせることとなつた。

これは明白に問題視されるべきことであるが、こうした特に社会資本を残すこともない赤字公債の公債費を後世代に負わせたゆえに生まれる世代間格差と、社会保障の中で観察される私的扶養の社会化ゆえに生まれる世代間格差の現象を、混同して議論していいいか、厳しく問われるべきであろう。

（理念に関する問題点④）世代間の「格差」の解消は可能か

（要点）

現行の社会保険の下で、一部の論者に問題視されている「格差」を完全に解消してしまうためには、次のいずれかを行いうしかない。

① 現在の高齢者の負担に対する給付の倍率（給付負担倍率）を下げる

② 若人及び将来世代の給付負担倍率を上げる

○給付の引き下げ等

なお、国際社会においては、古くからILO条約で一定の水準の社会保障制度を整備することが求められており、各国とも戦後の世界規模の経済成長期

に、世代間で生活水準に大きな格差が生じないよう社会保険が高く、高齢化のスピードが速かったのであるから、日本の社会保障の中の計算上の世代間格差は他国と比べて大きくなることはやむを得ないと考えられる。

他の先進国と比べて経済成長率が高く、高齢化のスピードが速めに進んでいた。そこで、わが国は、同時期、人当たり児童生徒数の推移が示されている。

○公債による負担の先送り問題 我々の世代は、国・地方の公債等残高の対GDP比で20.0%に至ろうとする公的債務を残してしまった。そのため、将来世代に多額の公債費（国債・地方債等の元利払い）を負わせることとなつた。

これは明白に問題視されるべきことであるが、こうした特に社会資本を残すこともない赤字公債の公債費を後世代に負わせたゆえに生まれる世代間格差と、社会保険の中で観察される私的扶養の社会化ゆえに生まれる世代間格差の現象を、混同して議論していいいか、厳しく問われるべきであろう。

（理念に関する問題点④）世代間の「格差」の解消は可能か

（要点）

現行の社会保険の下で、一部の論者に問題視されている「格差」を完全に解消してしまうためには、次のいずれかを行いうしかない。

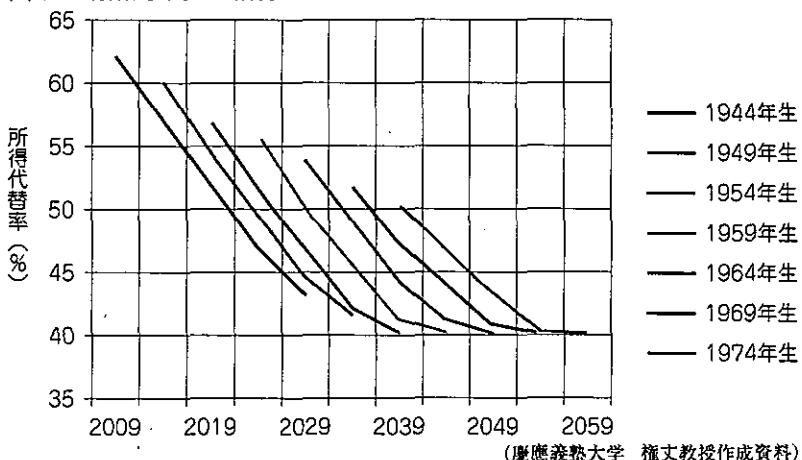
① 現在の高齢者の負担に対する給付の倍率（給付負担倍率）を下げる

② 若人及び将来世代の給付負担倍率を上げる

○給付の引き下げ等

なお、参考として、「ケース

図5 既裁定年金の給付スケジュール



○積立方式、賦課方式論
社会保険が創設された時、もともと家族内で子が老親を扶養するという「賦課方式」が社会化されたのであり、社会保険の創設で、自分の老後のために積み立てる仕組みが壊されて、これが賦課方式

以上、「ケーススタディ」について、詳しく紹介させていた
少子高齢化が進む中で、持続可能な社会保障制度を構築するために、世代間・世代内の公平性を確保することは重要である。しかし、その際の重視すべ

年金は物価スライドであり、2004年年金改革で、図5のように年金の給付水準の伸びを抑制するという改革が行われたことを認識していないのではないだろうか。

のように、「社会保険料」と「給付」の関係だけで世代間格差を論じる場合、その格差のは正にあたっては、「税」で処理すれば、一見解消できたように見える。
しかし、「税」も含めた拠出と給付の関係をみると、あまり大きな変化を期待できない。また、むしろ社会保障に多額の公費が投入されているが、それに相当する財源が確保されておらず、公費（税）負担こそが将来世代への負担のつけ回しとして、社会保障・税一体改革が進められていることとの関係を考え必要がある。

に置き換えたのではない。
かつて一度も、自分の老後は自分が責任をもつ（＝子は親の養育責任を負わない）社会だったことはないのである。
特に今は、「社会保険」の仕組みができるまでの過渡期であり、その部分だけを取り出して、格差を議論することは国民に誤解を与えるおそれがある。

社会保険制度が、子ども世代と親世代、現役世代と高齢世代の支えあいという仕組みが基礎になっていることを踏まえ、仮に、将来65歳以上人口割合が40%程度になつても、その際の支えられる人を減らし、支える人を増やして社会経済を活性化していく取り組みを拡充していくことで、制度の持続可能性は確保できるし、それ以外の方法は根本的な解決とはならない。

なにより、国民の貴重な財産である保険制度を維持・発展させていくことこそ今取り組まなければならない課題であつて、制度の不安をことさらに強調したり、世代間の対立をあおつたりするようなことではなく、冷靜に、正しい現状認識や正しい理解を基に議論が行われることが望まれている。

まとめて
た時、もともと家族内で子が老親を扶養するという「賦課方式」が社会化されたのであり、社会保険の創設で、自分の老後のために積み立てる仕組みが壊されて、これが賦課方式